

東京府
学校
読本

小学生徒心得

K110.1

18

學校小學生徒心得
讀本

21

K110.1

18

明治十一年七月改刻
明治十一年十月十五日御届

翻刻

學校小學生徒心得
讀本

東京府

小學生徒心得
一條

爲すに他より智を開き身を脩

を長じ人より頼らずして自營の道を立つるよりされば生徒たるものの第一身の行を正く一常より學業を勉勵一將來の幸福を受る様心懸くること肝要あり

第二條

常々舉止言語を慎み一意に教師の指揮に従ひて教を受くべ一苟且とも粗暴の振舞をなし他生の嘲笑をうけざる様心かくべ一

第三條

教師へ我に學術を授くる恩人なり常に敬禮の意を失ふべからず

第四條

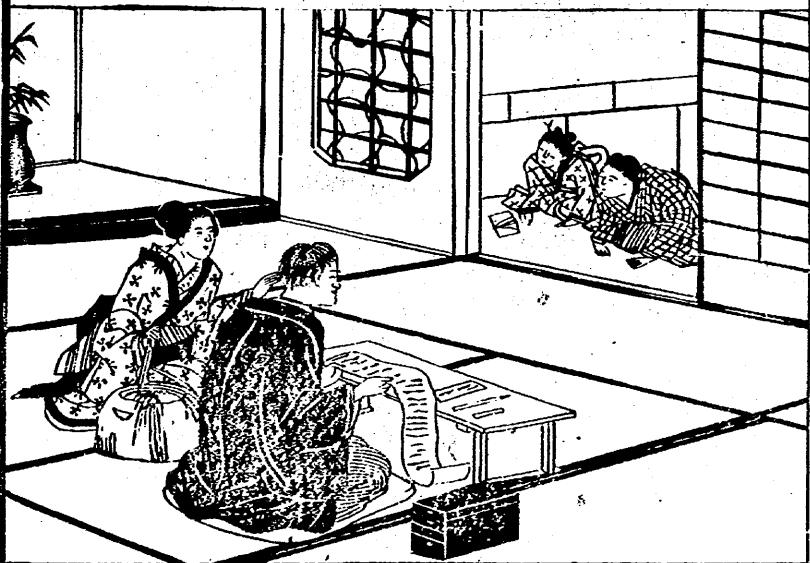
朝のかならず早く起き先衣服を着替へ顔と手を洗ひ口を嗽き髪を擲り而いて後尊長に一禮をあして其安否を伺ふべ一



第五條

毎朝食事終れば學校より出る用意を爲し教場にて用ゐるべき書物石盤等を取り落さる様まで致すべト

第六條



學校より登るべき刻限ハ課業の始る刻限の十分前たるべト

第七條

學校より至れば先扣所より入り行廻を我坐席より置き教師の差圖を待ちて教場に入るべ一決して高聲遊戯など爲すべからず

第八條

教場又入りて席に就くときは教師ふ敬禮を行ふべし

第九條

若事故ありて出校の刻限又後れたるときは其由を教師は告げて差圖を受

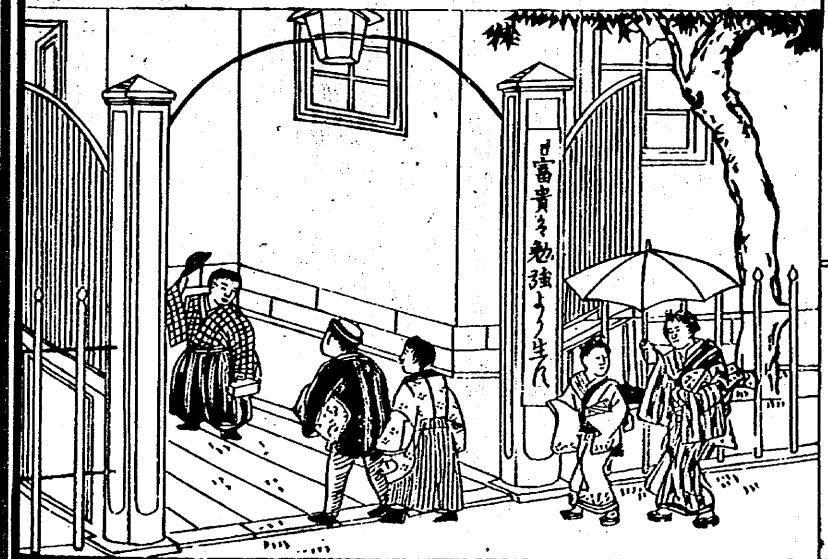
くべし

第十條

教を受るとときは勿論總て我意我慢を出まべからず教場又て己の意を述べと欲せば右の手を揚げて其意を知ら一め教師の許可を受けて後だやか

よ言すべし

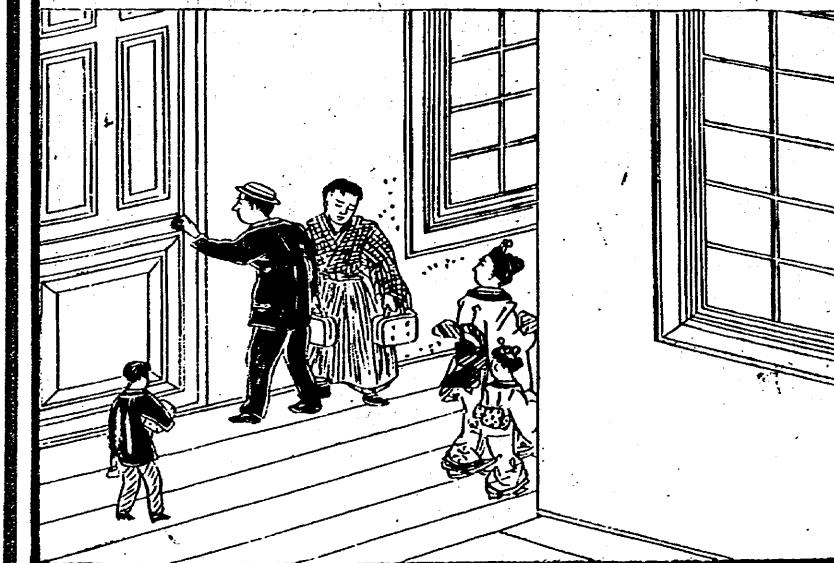
第十一條



教師又告げず一て
みだり又教場の出
入をなすべからず

第十二條

障子襖の開閉ハ靜
にまゝ書物器械ハ
叮寧ヨ取扱ひ破損
せざる様又行廻ハ



静に食人と湯茶を争ひ或ハ衣服な
ど濡きぬ様注意すべし

第十三條

教場ヨ於書籍石盤等を出ナ納れする
ときハ響の聞えざる様に注意又壁
屏其他の物へ濫書又ハ外見雜談を
なすべからず

第十四條

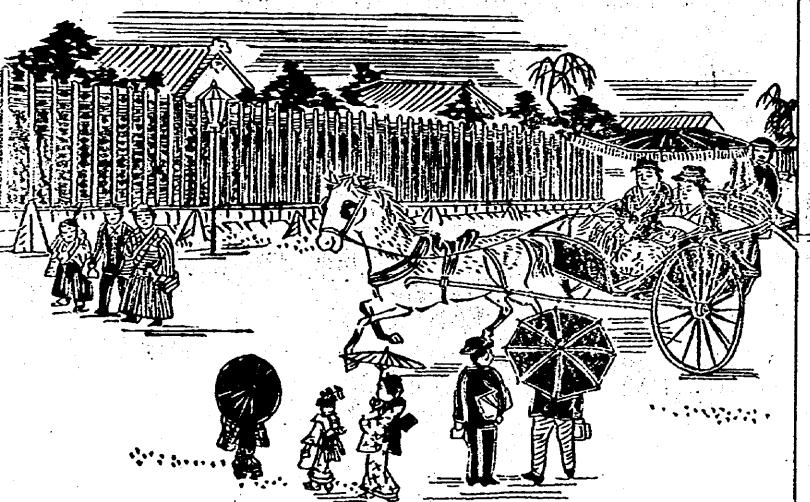
學校より往返する途中
は必ず若車馬等より
行達ふときハ其通り
過るを待ち決して
其前を馳過ぐべからず

第十五條

自宅へ歸りたるときと他出するときは
其由を尊長より告げ散禮をなすべし
但學校より歸りたるときは必日課
優劣表を尊長に示すべし

第十六條

雨天のときは別れて傘はさみを取
揃へ置き退校のとき錯亂なき様注意
すべし



第十七條

學文をなすとも身體健康ならざれば
其詮なかるべ一常々左の條件を守り
て自ら病を招くべからず

第一 課業畢る毎に體操場又出て
運動をなすべ一

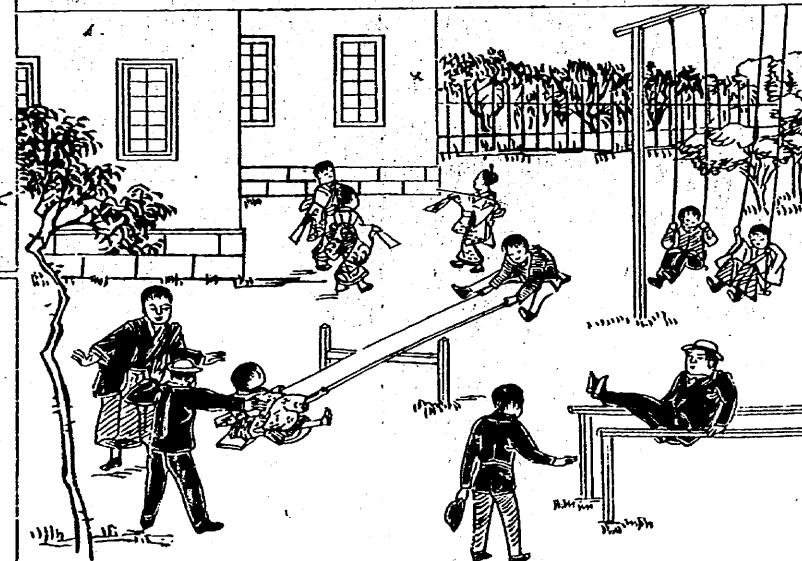
第二 運動をあそとも奔走するこ
と度に過ぐべからず

第三 热き湯茶

を強て飲
むべから
ず

第四 字を寫し

算を學ぶ
に體を曲
け胸を屈



もべからず

第五 雨天ムカシは傘なくして歩行ムカシをべ

からず

第六 冠物なくして炎天ムカシを冒ハシマツー跣足ムカシにて雪中ムカシを行くべから

ず

第十八條

急ムカシ々覺えんとするときは却て忘れ易

きものなれば一事を覺えて後一事に移る様に心掛くべし。

第十九條

覺え惡ムカシとて決ハシマツーて倦み怠るべからず怠らず勉強するときへ自然に覺ゆるものなり。

但其日ムカシ教ハシマツを受ハシマツることへ退校の後尊長の前ムカシにて復讀ハシマツを爲すべし

K1101-18

第二十條

朋友と睦々く交り
決して不敬不遜の
振舞あるべからず
又人を誹謗すべか
らず

第二十一條

人より争を仕懸と

も決して之と争ふべからず其由を教
師に告て指示を受くべし

第二十二條

尊敬すべき人又は知己の人より出逢と
きハ敬禮をなすべし



小學生徒心得終

翻刻人

青木榮次郎

第一大區八小區
銀座三丁目六番地

